平成２８年（フ）第５８６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須66番地１　三愛シティライフ箱崎15　603号
債務者　川上　耕二
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９３号
福岡県春日市春日原北町５丁目110－１　コスモサンクス203号、住民票上の住所熊本市東区戸島２丁目７番55号　ファミーユＢ棟202号
債務者　河原　啓進
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９４号
福岡市西区姪の浜５丁目10番40号
債務者　久保田莉那
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９９号
福岡市南区井尻３丁目６番26―104号
債務者　石津　雅広
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０１号
福岡市南区塩原３丁目２番25―307号、前住所福岡市南区野間１丁目19番17―202号
債務者　門脇　弘和
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６０７号
福岡市博多区美野島２丁目15番14―202号
債務者　矢尾　吉人
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３２号
福岡市南区塩原３丁目18番27―410号
債務者　瀬崎　初美
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３６号
福岡市西区愛宕３丁目16番43号
債務者　後藤　弥生
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６３９号
福岡市西区大字田尻80番地
債務者　黒田　和紀
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５０号
福岡県糸島市前原北３丁目２番75号
債務者　中尾　里江
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５１号
福岡市博多区半道橋１丁目４番10―703号
債務者　江藤　憲代
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５９号
福岡市博多区中呉服町８－１　グランフォーレプライム205号、住民票上の住所福岡県糸島市新田684番地
債務者　高宮　一義
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６６６号
福岡市中央区赤坂３丁目２番36―204号、前住所大阪市阿倍野区播磨町１丁目９番11号
債務者　平山　竜介
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７１号
福岡市西区姪の浜１丁目23番28号
債務者　小野　晶菜（旧姓小峰）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７２号
福岡市南区大楠１丁目34番20―503号　大野ビル１、住民票上の住所福岡市城南区長尾１丁目16番20号
債務者　上田　雅和（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８１号
福岡県古賀市花見南３丁目14番２号　マリンハイツ201号
債務者　中川眞理子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６８８号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番23―1105号
債務者　馬渡亜希子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部